年　　月　　日

岐阜聾学校長　様

学校において予防すべき感染症への罹患報告書

このことについて、下記のとおり学校において予防すべき感染症に罹患しましたので、報告します。

記

学 部 学 年 組	部　　年　　組
幼児児童生徒氏名	
保護者等氏名（自署）	
病　　名 （該当するものに〇印を） （その他の場合は病名を記入する）	・インフルエンザ（　A型　・　B型　） ・新型コロナウイルス感染症 ・その他（　　）
医 療 機 関 名	
医師に診断された日	年　　月　　日（　　）
医師が指示した欠席期間	年　　月　　日（　　）～ 年　　月　　日（　　）

※注意事項
- 登校につきましては、医師の指示に従ってください。
- 受診を証明できるもの（患者名、日付、薬剤名、医療機関名が記入された調剤説明書のコピーなど）を添付してください。

◇出席停止となる感染症の種類

第２種学校感染症

1	インフルエンザ	発症した後５日を経過し、かつ、解熱した後２日（幼児にあたっては、３日）を経過するまで
2	新型コロナウイルス感染症	発症した後５日を経過し、かつ、症状が軽快した後１日を経過するまで
3	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は５日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
4	麻しん	解熱した後３日を経過するまで
5	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下線又は舌下線の腫脹が発現した後５日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
6	風しん	発しんが消失するまで
7	水痘	すべての発しんが痂皮化するまで
8	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後２日を経過するまで
9	結核	症状により学校医、その他医師において感染のおそれがないと認めるまで
10	髄膜炎菌性髄膜炎	同上

第３種学校感染症

11	腸管出血性大腸感染症	症状により学校医、その他の医師において感染の恐れがないと認められるまで
12	流行性角結膜炎	同上
13	急性出血性結膜炎	同上
14	コレラ	同上
15	細菌性赤痢	同上
16	腸チフス	同上
17	パラチフス	同上
【下記は条件によって出席停止の措置が必要と考えられるもの】		
18	溶連菌感染症	抗生剤治療開始後２４時間を経て全身症状がよくなるまで
19	手足口病	発熱、口内疹などの急性症状が消退して、全身状態の安定するまで
20	伝染性紅斑	発疹のみで全身状態が良ければ登校可能
21	その他の感染症	症状が改善し、全身状態が良くなるまで

（注）「その他の感染症」とは、ウイルス肝炎・マイコプラズマ感染症・流行性嘔吐下痢症・ヘルパンギーナをいいます。

【通常出席停止の措置は必要ないと考えられる感染症】

アタマジラミ・水いぼ（伝染性軟属腫）・伝染性膿痂疹